留意事項

ＳＯＳの出し方に関する教育（地域連携）

【学校と自治体が連携してＳＯＳの出し方に関する教育を実施する意義】

　〇ＳＯＳの出し方に関する教育（以降ＳＯＳ教育と表記）の実施については、児童生徒のことをよく理解し、日頃から信頼関係を築いている学校の教職員が主体となることが望ましいとされているものの、市町村に所属する保健師、社会福祉士等の専門職をＳＯＳ教育に参画させることの意義・有益性についても明文化されている（文部科学省，2018）

　〇自治体側がＳＯＳ教育を行う意義は、専門的な立場から心や体に関する話をすることに加え、学校・家庭以外の地域にも相談先があることを児童生徒に直接伝えることにある。

　〇児童生徒の援助希求態度を育成するためには、相談する側（個人）だけに焦点をあてるのではなく、相談を受ける側の意識や相談しやすい学級（学校）風土が大きく影響している。そのため、話の聞き方や友人へのサポート方法等は、教職員がその趣旨を理解し、実施することで効果がより期待できる。

〇地域の専門職と学校がそれぞれ授業を行うことで、より援助希求態度の育成に期待できる。また、相談先の選択肢を増やしておくことは、義務教育終了後も含め、今後、児童生徒が対処困難な事態に陥った際、自身の命を守ることにも繋がる（江畑他，2024）。

【実施前の準備】

　〇学校から自治体の担当部署に連絡し日程等の調整を図る。岐阜県教育委員会ＨＰ上に記載されている授業案やスライド資料、ワークシートは、各学校の実態に応じ、適宜、修正して使用してもよい。また、動画教材を利用する場合は、再生できるよう準備をしていく。なお、実施に当たっては事前に所管の市町村教育委員会とも協議を行い、必要に応じて自治体との調整役を依頼する。

【実施形態・期間】

　〇実施する順番としては、授業の構成上、①地域の専門職による授業、②担任教師が行う授業が望ましい。なお、自治体が行う授業は、学級単位、学年単位など、ぞれぞれの学校や自治体の事情に合わせて実施する。自治体側の授業終了後、１ヶ月以内を目途に、学級単位にて教職員によるＳＯＳ教育を実施することが望ましい。